

質問内容

国民保護法制が県民に及ぼす影響と県の責務について、どのように認識されているのか。国民保護法制のもとに政府が進めている戦争動員計画に協力をするべきではないと思いますが、どのように考えておられるのか
市町村合併について

福祉医療制度について

精神医療総合センターについて

災害に強い奈良県づくりについて

吉野桜ゴルフ場の跡地問題

高校入試問題

大滝ダムの問題

再質問

福祉医療の問題

精神障害者のセンターの問題

ゴルフ場の問題

◆十番（今井光子）（登壇）質問に先立ちまして、今回、女子児童誘拐殺害事件で被害に遭われました女子児童に心からのご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆様にご心からのお悔やみを申し上げます。

ただいまから、日本共産党を代表いたしまして、知事、関係部長、教育長に質問をさせていただきます。

六十三年前のきょう、十二月八日、大日本帝国は真珠湾攻撃を行い、同時に東南アジア侵攻を開始し、アジア太平洋戦争に突入いたしました。来年の終戦六十年を控えて、小泉総理のたび重なる靖国神社参拝問題や憲法改悪の動き、イラクの自衛隊駐留の延長問題など、日本の侵略戦争の責任と反省を思い起こさせる動きが顕著になっています。先日、地元広陵町で戦没者慰霊祭が行われました。大字ごとに犠牲者のお名前が読み上げられ、小さな地域から同じ名字が続くたびに、親族で何人も犠牲になっておられることがわかります。参列されている高齢の遺族の方々のこれまでのご苦勞を思うと、イバラの道という言葉では言い尽くせないものを感じます。政府の起こした戦争によって、どれほど多くの方々の未来が奪われ、人生が変えられたか。日本国憲法は、そうした犠牲のもとに、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにすることを宣言した、かけがえのないものです。

今、小泉内閣は、憲法九条を踏みにじて自衛隊をイラクに送り、アメリカの無法な戦争に協力しています。「大量破壊兵器なしとの報告出づる日も子らの悲鳴と転がる亡骸」、新聞に載った歌です。国際人道法に違反して、ファルージャでイラク市民六千人もの殺りくを繰り返した総攻撃は、イラクの民主化どころか、憎しみの連鎖でイラク情勢を泥沼化させています。小泉総理は、ファルージャの攻撃を一定効果を与えたと容認しております。アメリカはイラク戦争を直ちに中止するべきです。十二月十四日で自衛隊の期限が切れますが、小泉総理は国会にもかけずに一年間の延長を決めようとしております。十日にも閣議決定される新防衛計画の大綱では、侵略抑止という従来の安全保障の考えを拡大し、テロや大量破壊兵器を口実とした海外の軍事活動、派兵が任務の中心になっています。自衛隊は即時撤退すべきです。国際文化観光・平和県の奈良県知事として、アメリカに対してイラク戦争の中止を求め、政府に対して自衛隊の即時撤退を申し入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今、アメリカの戦争に日本の国民を総動員させる危険な動きが始まっています。ことしの六月、自民、民主、公明の各党の賛成で強行可決された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が、九月十七日から施行されました。八十一条、物資の売り渡しの要請が定められ、要請に応じないときは都道府県知事は収用することができるとし、八十二条、土地等の使用では、臨時の施設を開設するために同意を得ずに使用することができるかとされています。国民を保護する法律というより、国民を統制する性格を持った法律です。戦争協力が義務づけられている指定公共機関、例えばテレビ局や病院では、戦時の計画をつくり、戦時に向けて組織を整えなくてはなりません。運輸、交通、病院関係者、地方自治体の関係者、教育にかかわる人など責務が課せられ、ボランティアも協力が要請されます。住民が善意で行うことまで、気がついたら戦争に協力をさせられていたということでは、とんでもありません。有事関連法が制定されて以後、全国の自治体では担当部局が設けられたり、そこに自衛官が配置されるなどの動きが広がっています。ことし、予算を組んだのは十八府県です。県も新規事業として、国民保護法制に係る体制整備事業が二百五十万円予算化されております。国民保護法制が県民に及ぼす影響と県の責務について、どのように認識されているのか。国民保護法制のもとに政府が進めている戦争動員計画に協力をするべきではないと思いますが、どのように考えておられるのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、市町村合併について質問いたします。

平成の大合併は、国にとってお金のかからない地方制度づくりで、効率の悪い地方の市町村を合併して、そこから財源を引き上げ、都市に集中をしようというもので、財界の戦略に沿ったものです。国は、都道府県を動員して強引に合併を進めています。県でも、ほかの予算を削る中で、合併には各自治体一億円という支援を行ってきました。日本共産党は、押しつけ合併には反対ですが、合併することが地域の住民の利益になるのか、住民の意思を尊重しているのかで是非の判断をします。十二月五日、王寺、斑鳩、平群の三町が、西和七町の合併を問う住民投票が行われました。三町の結果は、王寺、斑鳩が反対多数、平群は賛成が上回りました。県は住民投票の結果をどのように認識されているのか。当然この結果をしっかりと受けとめ、尊重するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、福祉医療制度について質問します。

奈良県福祉医療検討委員会は、十一月十五日、知事に提言書を提出いたしました。「将来にわたり持続可能で安定した制度とする。少子・高齢化に対応した施策の重点化を図る」としております。今回の見直しの背景には、全国的にもおこなわれていた奈良県の乳幼児医療助成制度の改善を求める強い要望がありました。県は、乳児医療、幼児医療、老人医療、障害者医療、母子医療、重度心身障害者老人医療を福祉医療としてきました。今回の提言は、一、乳幼児医療は入院を就学前まで拡大すること、二、老人医療助成制度の廃止、三、すべての制度に一部負担金を導入する、四、支給方法は自動償還払いにするというものです。これでは結局、決まった予算の中でやりくりをすることにほかなりません。福祉医療制度の目的は、健康の保持、福祉の増進のために、医療費の負担の困難な県民に医療費の自己負担を助成するものです。乳幼児医療費助成制度は、安心した子育てを支援する対策として極めて重要です。提言では、これまで無料だったゼロ歳に自己負担を導入して、所得制限を強化することになり、経済的負担の軽減をうたった少子社会対策基本法や子どもの権利条約の精神にも違反する内容です。

出生率が一・一八、全国でワーストスリーという奈良県にとりましては、少子化対策を今真剣に行わなければ大変なことになります。昨年度、出生が一けたという自治体は、奈良県内に七自治体もありました。持続可能どころか、地域の存亡にかかわる重大問題です。この際、乳幼児医療は福祉医療制度から外して、子育て支援策として就学前までの無料化を実施するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

六十五歳からの老人医療助成制度は、奈良県が昭和四十八年から全国に先駆けて始まった制度です。当時の奥田知事は、「今日の経済繁栄を築いてこられた老人の方々に報いるためにも、将来老年を迎える現在の若い人々に希望を持たせる意味でも、真剣に取り組まなければならない」と、三十年前にこの議場で提案されました。老人医療費助成制度は、数少ない県の単独事業であり、命と直結をしているかけがえのない制度で、廃止をするべ

きではありません。

県民の暮らしは大変です。長引く不況で安定した仕事につけない。家計の落ち込みは、不況が始まった九七年から一世帯七十万円も減っています。二〇〇三年度、日銀の調査では、貯蓄なしという世帯が二一・八%、奈良県では十一万世帯に相当します。生活保護世帯は県内で約一万世帯、十倍の人が生活保護基準すれすれ、それ以下の生活を送っています。年金改悪や増税で、食べるだけで精いっぱい、医療費まで払えない現実があります。県は、定額の負担として、外来に月五百円、入院が月千円の自己負担を導入するとのこと。しかし、窓口では一たん三割、三歳以下では二割の自己負担を払うことになり、お金がなければかかれなくなります。これでは我慢をして重症化を招き、かえって医療費の引上げになります。これまで無料だったゼロ歳、母子、障害者にとっては大改悪です。市町村独自で上乘せをしている三十四の自治体にも多大な影響を及ぼします。むだな公共事業を削ってでも制度を後退させるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

福祉医療制度は九万二千七百九人が受けているかけがえのない制度です。見直しに当たっては、関係者や当事者、自治体の担当者など広く意見を聞いて進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、精神医療総合センターについて質問します。

国民に痛みを押しつける小泉構造改革のもとで、心の病が急増しています。奈良県でも、昨年六月現在、精神科に通院している人は一万二千人余りとされています。その六割、七千四十人が通院医療費公費負担制度を受けています。精神科の救急は奈良県の医療の中でも最もおくれており、アルコール依存症や合併患者の受入れ先がない問題で、私も医療の現場でたくさんの事例を見てきました。この間、緊急を要する精神科の措置入院や移送など、一定改善されたとはいえ、受入れ先がない、診察する指定医がないという問題は本当に深刻です。医療が必要なのに警察に通報されることも多く、警察も大変です。

県は、精神科の救急医療や措置入院への対応の充実を図るとして、県立医科大学に精神医療総合センター設置の予算を計上しています。精神保健及び障害者福祉に関する法律では、県の責務として県立精神病院を設置しなければならないと義務づけられています。医大に設置される精神医療総合センターは、県立の精神病院として、二十四時間いつでも救急や措置入院、保護入院などに対応できる施設整備や人の配置が欠かせないと思いますが、精神医療総合センターは、県が担っている医療福祉の分野でどのような役割を果たしていくのか、お伺いします。

同法ではさらに、県の責務として、措置入院のための事前調査、診察、移送、入院措置、また医療保護入院のために移送及び精神科救急医療システムの整備等が定められております。とりわけ措置入院の場合は、入院の意思のない精神障害者を強引に入院させることとなります。措置入院は行政の対応になり、一步誤れば大変な人権侵害となりかねません。そのため、法二十七条では、県知事が当該職員を立ち合わせなければならないと定められております。精神障害者が人間として普通に生活するための家を確保し、必要な保護を行うことは行政の責務です。これらについてはどのように進められようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、災害に強い奈良県づくりについて質問します。

ことは、例年にないほどの台風が次々と上陸し、各地に多大の被害をもたらしました。新潟地震でも甚大な被害を及ぼしました。八月には大塔村で地すべりが起こり、土砂が川をもう少しでふさいでしまうところでした。日ごろから災害に強い奈良県づくりを心がけることが必要です。

住宅の耐震対策といたしまして、阪神大震災では、亡くなった六千五百人の八割が家屋の倒壊によるものです。とりわけ、現在の耐震基準が設定された昭和五十六年六月以前の老朽化した住宅に住む高齢者が犠牲になっています。静岡県では東海地震に備え、TOUKAI-0というプロジェクトを立ち上げ、家屋の倒壊による圧死者をゼロにする取り組みが進められています。家具の固定も進められております。県内にある基準以前の個人住宅六十万戸を対象に、既存住宅耐震診断事業、これは、十四万四千円を補助対象の上限として三分の二、上限九万六千円までの補助が受けられます。さらに木造住宅耐震補強事業として、耐震診断で倒壊または大破壊と判定された住宅には補助金三十万円までの助成が、さらに高齢者には二十万円の割り増しがあります。既存住宅耐震診断事業として、住宅以外の建物、ブロック塀などの改修や家具の固定にも補助があります。そして、テレビで県

民に耐震化をすれば補助が出ることを呼びかけています。

奈良県では、新たな耐震基準以前の住宅が、平成十三年の調査で、人口二万人以上の二十二の自治体で十七万戸あります。備えあれば憂いなしと言いますが、災害が起きて多くの命や財産が犠牲になり、その復旧に莫大な費用がかかることを思えば、個人住宅への助成は、より効果的です。また、不況の中で地元業者の仕事の確保や雇用拡大にもつながります。経済の波及効果や地元にお金が落ちること、地域のお金が循環することは、地域の活性化にもつながります。奈良県でも実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

静岡県では、県が所有する公共建物の耐震性能に係るリストの公表が行われております。災害時の拠点となる建物、県庁や県警本部、避難場所になる学校や体育館、病院や社会福祉施設、道路や河川などの応急復旧工事を行う土木・農林事務所、保健センターや公園、図書館、県営住宅などです。奈良県でも学校の耐震化は大規模改修のときに行うということだけではなく、目標を定めて公共施設の耐震化計画を策定し、進捗状況を公表するように要望しておきたいと思っております。

吉野桜ゴルフ場の跡地問題で質問いたします。

吉野はこのたび、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録をされました。長い歴史の中で、この土地に生き、伝統や文化を守り続けてこられた多くの方々がいたからこそ実現できたものです。吉野桜カントリーゴルフ場跡地は、蔵王堂のある吉野山の西隣の尾根に当たります。和解文では、名勝吉野山に隣接し、世界遺産暫定リストに掲載された、極めて貴重な吉野の歴史的環境と一体をなすと記されております。

八十四年の四月に六田区に初めてゴルフ場開発の話が上がりました。開発地の直下に位置し、開発区域を源流とする九条谷川、奥六田川が区内を流れるように流れております。開発や農業用水、土砂災害を心配した地元は反対を表明、当初は県の関係各課もそろって、水利権者である六田地区の同意は必ず必要だと言っておりました。ところが、事前協議を重ねる中で、開発地域の調整池が六田区から左曽区側に三十メートルほど移動し、九二年十二月二十四日、都市計画法二十九条に基づき開発許可がおろされました。無謀なゴルフ場の開発で、調整池の溢水によって地元は二度にわたって冠水をしております。最も危険な箇所に民家三軒が建っております。六田の清流は、万葉集にも「蛙鳴く六田の川の川柳のねもころ見れど飽かぬ川かも」、いつまで見てもあきないほど美しい川だと詠まれております。それが、ゴルフ場の開発によって蛙も激減し、工事中は蛍や稚魚も全くなり、死の川になり果てました。

お上のすることは間違いないと信じてきた地元の住民は、孫子のためにと、業者を相手に裁判を起こしました。途中で開発業者の村本建設が倒産、二〇〇一年九月十一日、大阪高等裁判所において和解が成立、業者は九月二十八日、開発行為に関する取り下げを行いました。既にそのままの状態が三年が過ぎております。二十アールも山肌はめくられ、谷は埋め立てられ、やせた尾根につくられているダムのような調整池はそのまま、地元では頭上に爆弾を抱えているようなものと、不安にさらされております。和解にあるように、ゴルフ場の跡地利用は、歴史的環境にふさわしく復元し、下流の災害のない状態になってこそ初めて真の解決になります。住民は県がゴルフ場開発を認可しなければこんなことにならなかつたと、県行政に憤りを感じております。開発申請の際に県が求める同意とは何かをお聞かせください。

裁判による和解では、第六項で、開発業者は土地に関して、今後、監督官庁たる奈良県知事から発せられる行政処分、行政指導を確実に守る、出された回復期限の猶予を守るとしてありますが、県は業者から出された回復期限の猶予を三度にもわたって更新し、来年の三月三十一日まで延長しております。いつまでこれを繰り返すのか、もう最後にしてほしいというのが住民の願いです。県の考えをお聞かせください。

和解では、跡地利用のこととして、この土地が吉野の歴史的環境と一体をなすものであり、それにふさわしいものにするとしております。ところが、管財人が提示してきたものは、違反の例示までされた巨大墓地、また巨大ミルクパークなど、およそ吉野の歴史、伝統から乖離したものを持ち込んでおります。吉野町では昨年、議会が全会一致で跡地の取得決議を行い、一億円という額を提示しましたが、値段の折り合いがつかず、そのままになっております。現在も新たな申請が出ていると聞いておりますが、住民は調整池の管理などが将来にわた

ってできるように、公的機関の所有になることを願っております。

本日傍聴にお見えの直木孝次郎先生が代表されておりました吉野を愛する会は、万葉植物園構想を提案しております。内容は、痛めつけられた山肌を復元し、吉野山の風土的環境を理解するために、標本樹を個別に植えるのではなく、関連樹種を再生可能な規模のグループにまとめて育成し、それらの組み合わせで万葉植物園の効果を出そうというものです。生態系に立脚した幾つかの森の集合体が万葉植物園構想です。周辺は、世界遺産の吉野の大自然と歴史的な景観があります。万葉の地、吉野を愛する全国の熱い視線がこの土地の行方を注目しております。開発許可をおろした県として、和解条項にふさわしい利用がなされるように、町任せにせず、支援をしていただくよう要望しておきます。

高校入試問題で、教育長に質問します。

昨年、県は県立高校の統廃合計画を策定しました。今年度、八つの学校がなくなり、新たに四校が新設されました。統合四校では、十三クラスで五百二十人が削減され、ほかの五校では一クラス四十人を増員、入試については、専門学科と総合学科はすべて募集人員の一〇〇%を分割選抜で募集するという内容に変わりました。分割選抜の募集人員は、前年一七・五%だったのが、二六%まで高められました。募集人員の一〇%を調査書を用いず学力調査のみで行うのが十五校、全日制では二百四十人が減らされました。そのため、今年度の公立高校の一般選抜では、一部の高校でこれまでになく著しく競争率が上昇し、結果として、経済理由で学校に行けない生徒は全日制の高校をあきらめざるを得ないという深刻な事態を引き起こしました。

さらに四月には、再編計画に基づき、奈良県立高等学校入学者選抜制度改革方針を打ち出し、各校の特色に見合った入試制度に変えようとしております。この方針は、むりやり特色を出した高校再編に合わせた計画で、全県一区で学力差が大きいなど、入試制度の抱える問題は何ら変わっておりません。むしろ人格形成に大きな影響を持ち、すべての子どもたちに基礎学力を保障すべき小中学校の義務教育の根幹を揺るがしかねないと心配する声が保護者や教員から上がっています。入試制度の改革は教育の根幹にかかわる重要な内容であり、見直しは県民に知られないところで早急に進めるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。広く県民の意見を聞いて、合意と納得の上で行うべきではないでしょうか。

最後に、大滝ダムの問題で要望しておきます。

ダムの貯水による地すべりから、もう一年半がたち、白屋の住民は寒い仮設住宅で二回目の冬を迎えます。精神的にも肉体的にも、もう限界に来ております。もともと地すべり地帯であった地域であり、住民はダム建設に反対しておりましたが、県が大滝ダムの建設に建設省と調印して始まった事業です。その結果、今日の事態です。県は国の事業だから関係ないというのではなく、国の責任において住民が一日も早く安心できるように、単なる移転の補償ではなく、被害の補償をするように県として積極的にかかわっていただくことを強く要望しておきます。

以上で私の第一問を終わらせていただきます。答弁によりましては自席から再質問させていただきます。どうもありがとうございました。

◎知事（柿本善也） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、平和についてと題したご質問でございます。

その前半の部分でございますが、まず、ご質問にもございましたが、世界平和の実現は地球上のすべての人々の共通の願いでございます。現在起きているさまざまな問題を平和的に解決するため、お互いの信頼を拡充することは必要であると考えております。

それから、イラク情勢についてお触れになりました。国民生活が安定しておらず、世界の多くの人々がイラクを注視し、危惧しているところであろうと思います。イラクの復興に国際社会が支援することは、国際平和のため、大切なことであると考え次第でございます。ただ、イラクの平和や復興支援のため自衛隊を派遣することについては、国において判断すべきことであるので、私の立場から何かを申し上げることは差し控えておき

たいと思います。また、従来からお答えしておりますように、地方公共団体の立場からできることという、やはり、ご質問がございますが、「国際文化観光・平和県」を宣言した奈良県が有する歴史的・文化的遺産などを活用しながら、今後もさまざまな分野で世界の人々との交流や相互理解を深め、世界平和の実現に寄与していきたいと、こう考えている次第でございます。

次に、国民保護法、長い名称ですが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、国民保護法と称しております。このいわゆる国民保護法の施行によりまして、この法律の目的にありますように、武力攻撃や大規模テロ等の際に、これらから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるように、国民の保護のための措置が的確に、かつ迅速に実施されるべきものと考えております。県行政は本来、県民の生命、財産を守る役割を担っているところでございます。国民保護法の規定に従い、武力攻撃事態におきましては、避難の指示や救援等の国民の保護のための措置を実施するとともに、県内での関係機関が行う避難住民や救援のための緊急物資の運送など、国民保護のための措置を総合的に推進する責務を負っていることとなります。今後、国民保護計画の策定をはじめとして、国民保護法に定められた県の責務を適切に果たすことによりまして、これは万が一ということでございますが、もしございましたら、武力攻撃や大規模テロという事態が発生した場合に、県民の生命や財産を守り、県民生活に及ぼす影響が最小となるように万全を期すべきものと考えておる次第でございます。

以上でございます。

◎総務部長（滝川伸輔）（登壇）十番今井議員の質問にお答えいたします。

私には市町村合併についてということで、この十二月五日に平群町、斑鳩町、王寺町の三町で実施をされた西和七町の合併に係る住民投票の結果についてのお尋ねでございます。

結果についてはご案内のとおりでございますが、これは住民の方々が合併の是非について一つの選択を示されたものということでありまして、今後、住民投票の結果も踏まえて、西和七町の合併については、それぞれの町としての判断が示されるものと考えております。個別の地域における市町村合併の判断につきまして、これは従来から知事はじめ、この議会でも何度か答弁をさせていただいておりますけれども、当該地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼすものでありますから、それぞれの市町村や地域の方々が自主的あるいは主体的に判断されることが基本でございまして、県としてはそうした地域の判断を尊重するとともに、引き続き、地域におかれて合併に向けた議論が行われる場合には、できる限りの支援と協力をしてまいり所存であります。

以上です。

◎福祉部長（上森健廣）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、福祉医療制度につきまして三点のお尋ねでございます。

まず一点目は、福祉医療制度から乳幼児医療制度を切り離して無料化を実施すべきではないかということでございますが、乳幼児医療制度と申しますのは、従来から福祉医療制度の中で位置づけられてきた制度でございます。また、福祉医療検討委員会の提言にも、制度全体について総合的な検討が行われたものであることから、県といたしましては、乳幼児医療を含めた福祉医療制度全体で見直しを行うこととしているところでございます。

なお、乳幼児医療につきましては、経済的、また肉体的な負担が大きい入院につきましては、対象年齢を現行の三歳未満から義務教育就学前まで拡大をするとともに、一部負担につきましては、制度を将来にわたり持続をさせるため、広く薄く支え合うという観点から、最低限の負担を一部負担とする考えでございます。したがって、今回の乳幼児医療の見直しにつきましては、少子・高齢化社会に対応をした福祉施策の重点化を図り、子育て支援や少子化対策の観点から拡充を行うものであるという認識をいたしているところでございます。

次に、二点目でございますが、すべての制度への定額負担の導入などは実施すべきではないというお考えでございますが、これにつきましては、具体的な負担につきましては、さきの代表質問で小林議員の質問に対しまし

て知事がお答えをいたしましたとおり、通院につきましては月五百円、入院につきましては原則月千円とするが、入院の期間が二週間未満の場合は月五百円とする考えであります。これは、広く薄く支え合うという観点からの定額の一部負担金でございます。

次に、支給方法についてでございますが、現行はいわゆる現物給付と償還払いの併存ということになっているところでございます。特に償還払いでは、支給を受けるために、その都度自己負担額の証明書などを取りそろえて役場などに出向いて申請を行う必要があり、受給者においても多大な事務負担となっているところでございます。このため、これらの課題を総合的に解決する方策として、すべての制度について自動償還方式に統一するというものであり、全体的には事務の簡素化・軽減化につながるものと考えているところでございます。

次に、三点目でございますが、制度の見直しについては、関係者、あるいは当事者、自治体の担当者など広く意見を聞くべきであるということでございますが、これにつきましては、福祉医療検討委員会の提言におきましては、実施主体の市町村長の代表も委員となり、また、市町村の実務を十分に踏まえ、また、民間の高齢福祉、児童福祉、あるいは障害福祉にかかわっておられる方や学識経験を有する委員から、利用者の立場も含めた幅広い観点からもご意見をいただいたことから、総合的な検討が行われたものと認識をいたしているところでございます。県では今後、市町村及び関係の医療機関とも制度の具体の運用について精力的に調整をいたしますとともに、受給者に対しまして十分な制度の周知を行い、円滑な見直しの実施を図る所存でございます。

◎健康安全局長（三上貞昭）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えします。

私に対しましては、現在計画中の県立医大の（仮称）精神医療総合センターについてでございます。

その第一点目は、精神医療総合センターは、県が担っている精神医療の分野でどのような役割を果たしていくのかという質問でございます。

現在、県立医科大学附属病院には、整備計画中の、仮称でございますが、精神医療総合センターがございます。これは、既存の精神科病棟機能と、新たに救急機能をあわせ持つ施設として整備することとしております。この施設は、精神保健福祉法で言う県立の精神科病院と同等の役割を担うことで、二十四時間、精神疾患の救急患者を受け入れる施設が整うものと考えておりまして、その方向で現在、関係部局と協議を進めているところでございます。

精神医療総合センターにつきましてはの第二点は、法で定めている、措置入院のための事前調査、診察、移送、それから入院措置、医療保護入院のための移送など、県としての責務を果たすため、精神科救急医療システムの整備をどのように進めるかということでございますが、国の要綱で定めております精神科救急医療システムの一つとして、本県では、平成十二年五月より、民間病院等、八病院でございますが、これの輪番制により、夜間・休日における診察及び入院可能な病床の確保を行っております。また、平成十三年七月には奈良県精神科救急医療情報センターを設置いたしまして、精神科救急の窓口として、県民、関係機関等からの連絡・相談を受けまして、患者の状態に応じた対処を指示する等、救急システムの円滑な運用を図ることとしてきております。（仮称）精神医療総合センターでございますが、これは奈良県精神科救急医療システムの中核を担うべき施設として計画したものでございます。議員のご指摘のような意味での県としての責務を果たし得る、より適切な精神科救急医療システムの体制確立に向け、現在、関係部局・機関と協議中でございます。

以上でございます。

◎土木部長（南哲行）（登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、まず一点目、災害に強い奈良県づくりといたしまして、既存住宅の耐震診断や木造住宅の耐震補強に対する助成などの取り組みについてということでございます。

木造住宅の耐震性の確保は、地震から県民の命と財産を守るために重要であると認識しておるところでございます。県としましては、木造住宅の耐震化に向けて、国の助成措置の制度化や技術開発の状況を踏まえまして、

市町村に対する木造住宅の耐震化への技術支援やさまざまな情報提供を行うとともに、あわせて、県民に対する木造住宅の耐震化に関する基礎的知識を普及させる役割を担っているものと考えております。このような考え方のもとで、既に県としては、昨年度から木造住宅の耐震診断をモデル的に行いまして、その結果を改修事例等も含めて情報提供するとともに、県民の相談に応じられる技術者の養成講習会や、県民に向けての講演会を実施しているところでございます。今後も、東南海・南海地震や奈良盆地東縁断層帯等によります、大規模地震の発生の可能性が言われている中、ことし新潟で発生した地震による木造住宅の被害の状況を参考にしながら、引き続き木造住宅の耐震化に向けた取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、二点目といたしまして、吉野桜ゴルフ場跡地に関連しまして、開発許可申請の際、県が求める同意とは何かということでお尋ねいただいております。

お尋ねの開発許可申請の際に県が求める同意と申しますのは、都市計画法第三十二条によります、水路など開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意、それと同法、つまり都市計画法第三十三条によります開発区域内の土地所有者等の同意でございます。

次に、同じ吉野桜ゴルフ場跡地について、開発計画が中止されてから三年、三回回復期限の猶予更新を行っているけれども、県の考え方ということでいただいております。

本ゴルフ場の計画につきましては、平成四年に開発許可がされた後、工事途中で事業者が倒産し、その後、民事上の訴訟についての和解を経て、平成十三年に廃止届が出されたものでございます。県としましては、その後、本ゴルフ場跡地の利用計画についてのさまざまな議論がなされていることから、跡地利用計画がまとまるまでの間、適切な防災施設の維持管理を行うことを条件として、開発行為の廃止に当たって必要な里道・水路の機能回復についての猶予を認めてきたものでございます。

以上でございます。

◎**教育長（矢和多忠一）**（登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、高校入試にかかわりまして、県立高等学校入学者選抜制度改革方針が発表されたが、制度の見直しは教育の根幹にかかわるものであり、早急に実施せず、広く関係者の意見を聞いて進めるべきと考えるがどうか、とお尋ねでございます。

県立高等学校の再編計画に沿いまして高校の特色化を進める上で、入試制度改革は重要な課題でございまして、昨年七月に、学識経験者、市町村の教育長の代表、中学校・高等学校の校長・教諭の代表、保護者の代表十一名から成ります入学者選抜検討委員会を設置いたしまして、慎重な協議を経て、本年の一月に報告をまとめたいただきました。その後すぐに、県の教育委員会では、報告の内容を報道発表するとともに、すべての中学校、公立高等学校に配布をし、同時に、ホームページに掲載するなどいたしまして、県民の皆さんをはじめ関係者への周知を図り、あわせて広く意見や質問を募りました。また、一月の下旬から二月にかけて、県立の高等学校長や中学校長から意見を聞く機会を持っております。その上で、検討委員会の報告を尊重し、各方面から聴取いたしました意見も参考にしながら、奈良県立高等学校入学者選抜制度改革方針を策定し、四月末に発表したところでございます。なお、実施時期につきましては、検討委員会の報告を踏まえまして、準備期間や関係者への周知期間を勘案し、平成十八年度入試から実施することといたしております。現在、各県立高等学校におきまして、改革方針に沿って具体的な検査方法等を検討中とございまして、今月中にはその概要を発表する予定でございます。今後も、決定された内容につきましては、できるだけ速やかに公表し、関係者への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆**十番（今井光子）** 再度質問させていただきたいと思いますが、時間の関係もありますので、絞って質問させていただきます。

一つは、福祉医療の問題です。

乳幼児医療の入院部分が拡大になりますので、県としては、きっとみんなが喜ぶだろうと思って提案をされたかなというふうに思うわけですが、今、住民の、県民の人の声として出ているのは、一たん窓口で二割もしくは三割のお金を払わないとかかれないという仕組みになる、それが非常に大変だというのが今の多くの人の思いであります。大したことはないだろうと思うかもしれませんが、例えば子どもの風邪などでいきますと、二割の負担、単なる風邪であれば千円ぐらいで一回いけるわけですが、我慢して肺炎などになりますと、四千円、四倍のお金がかかります。アトピーなどで初診になりますと、六千円ぐらいのお金がかかるわけです。こういうふうなことになっていきますと、やはり重症化になって、かえって医療費の負担増につながるんじゃないかというふうに思いますが、県の方では貸付けの制度をつくるから心配がないんだというような提案が出ております。私は、介護保険のときにも国が貸付制度をつくるというので調べましたら、奈良県でこの五年間に借りた人はゼロです。ですから、本当に困ったときに借りるような制度にはならないというふうに思いますけれども、もう決められた枠の中でこのやりくりをするという大前提のものと検討だったのか、その点を私は知事にちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

それからもう一点、精神障害者のセンターの問題ですが、それにつきましては、今検討されているということですので、行政責務を果たそうと考えているのかどうか、その点について再度確認をしたいというふうに思います。

ゴルフ場の問題です。

ゴルフ場の問題は、もう始まりましてから十八年の経過が過ぎております。この県の行政処分や命令に従うという和解条項が出ておりまして、県が業者に対して、町が提示した金額で買い取るようにという命令を出せば、例えば森林公園の事業というような国の事業があります。これは、市町村が所有すれば、国や県の負担で植林ができるようになっておりますが、お金もないときですので、全部が全部それをしなくても、崩壊など緊急に植林が必要なところを、万葉の森という構想のもとで生態系に合ったものを植林していく。自然の再生も考えて、自然に時間をかけて万葉の森というものをつくっていく。清流を取り戻す。先ほどの議論でも体験型の観光の話がありましたけれども、体験型の観光としてコーディネートをしまして、例えば、長野県で野尻湖の発掘というのがあります。ナウマン象の化石を発掘するのに四十年も続いている事業ですが、全国で会員を募りまして、夏休みとか春休みなどに、万葉のセミナーとか山の学校、また、こうしたものをあわせた滞在型の観光の拠点として考えていく。

この間の運動で、この土地は非常に全国的にも注目を浴びた土地になりました。本当に全国のたくさんの人たちが、このゴルフ場から自然を守ってほしいという、そういう地元の人たちの訴えに共鳴をして、さまざまな支援をいただきました。この運動は恐らく後世の歴史に語り継がれていくのではないかとこのように思っております。この跡地の問題で、どういふふうに関後は考えていこうとしているのか、その点で知事のお考えがありましたら、お伺いをしたいというふうに思います。

◎福祉部長（上森健廣） まず、福祉医療制度のご質問にお答えをいたしたいと思いますが、ご質問にもありましたように、基本的に財政的な枠組みというようなものが当初からあったのかということでございますが、福祉医療の見直しに当たりましては、将来的に持続可能で安定的な制度をするというのが一つの目的でございます。その中で、背景といたしましては、少子・高齢化社会に対応した福祉施策の重点化を図る、こういった大きな中で財政的な枠組みをもととはめてやったわけでもございません。こういった目的の中でそれぞれ提言されたものであるというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

◎健康安全局長（三上貞昭） 精神医療総合センターの件でのご質問でございますが、行政責務を果たしていこ

うとされているのか、まあこれは確認だと思いますが、先ほど答弁いたしましたとおり、県としての行政責務を果たし得る形での、より適切な精神科救急医療システムの体制確立、これに向けて今協議中でございます。

◎土木部長（南哲行） 吉野桜のゴルフ場の跡地について、県はどう考えているのかという再質問だと理解しております。県といたしましては、先ほど答弁いたしました、さまざまな議論が今なされておるという中で、その動向を見守っていききたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

◆十番（今井光子） 私は、奈良県の安全の問題で今回質問をいろいろさせていただきました。そのときに、本当に今県民の生活が大変なときに、県民のさまざまな暮らしを守る、そういう立場で県が頑張っていくのか、それとも、国のいろんなものの押しつけ、国の政策の押しつけの中で吉野のゴルフ場の問題も、国のリゾート法のそういう流れの中で出てきている問題だというふうに認識をしておりますが、そういうものを押しつけて県民に犠牲を強いてきているのかという、そのあたりが私は非常に問われる中身ではないかというふうに思うわけです。

そうしたときに、この福祉医療の問題につきましても、三十年前にこの場で奥田知事が提案をした。知事は、三十年後の奈良県を検討をする、計画をつくるというふうに言っておりますが、果たして柿本知事の出す計画を、三十年後にそこの席に座る方がどんなふうに対応するかはわかりませんが、しかし、それよりも、もっと今困っている県民の皆さんのいろんなことに耳を傾けて、ぜひそれに見合う政策をしていただきたいというふうに思います。

例えば老人の医療費でも、十一億八千万円ぐらいの予算になっておりますけれども、今、奈良県の公共事業の予算が一千百億円ですが、その一％を削減するだけでも十一億円のお金は生まれてきます。今度の議案の中に談合の情報があって、住民の人たちが業者を相手に訴えをして、そして、裁判所の和解で奈良県にお金を返しなさいということで、一千百万円ほどのお金が返ってくる議案が入っておりますけれども、これではあまりにもおかしいんじゃないかなというふうに思うわけです。やはりいろいろなところを工面しても住民の生活を守るという立場で頑張っていたいただきたいということを強く要望いたしまして、私の発言を終わらせていただきたいというふうに思います。